



創業・起業支援補助金

宇佐市内で創業・起業をする方に経費の一部を補助します！

補助対象者

以下のすべてを満たす方

- ①宇佐市創業支援講座等を全て受講している
- ②起業の日から1年を経過していない
- ③個人は市内住所、法人は市内に本店がある
- ④市内に事業所を設置している
- ⑤創業・起業が確実である具体的な計画がある
- ⑥宇佐商工会議所、宇佐両院商工会、四日市商店街振興組合のいずれかに加盟している
- ⑦市税の未納がないこと

対象経費

- (1) 施設改装費
- (2) 機械設備導入費
- (3) 広告宣伝費
- (4) 研修費
- (5) 研究開発費
- (6) 原材料費
- (7) 賃貸料
- (8) その他市長が創業・起業に必要なと認める経費

補助額

- (1) 補助対象経費の2分の1以内
(千円未満切捨て)
- (2) 上限額 50万円

今年度予算額

250万円

注意事項

- ※ すでに契約済み、購入済みの経費は対象外となります
- ※ 書類審査通過者には審査会にてプレゼンテーションがあります

上記以外にも諸条件があります。詳細については下記へお問い合わせください。

宇佐市 商工振興課 商工労政係

宇佐市大字上田1030番地の1

TEL(0978)27-8166

必要書類

提出書類

- ①宇佐市創業・起業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②宇佐市創業・起業支援事業計画（実績）書（様式第2号）
- ③宇佐市創業・起業支援事業収支予算（決算）書（様式第3号）
- ④事業計画書
- ⑤ビジネスプラン
- ⑥補助対象経費の見積書の写し
- ⑦特定創業支援事業の認定を受けたことを証する証明書の写し
- ⑧個人は開業届出書、法人は設立届出書の写し
- ⑨許認可等が必要な場合には、それを証する書類の写し
- ⑩市税の滞納のない証明
- ⑪世帯全員分の住民票の写し（個人のみ）
- ⑫法人登記簿または履歴事項全部証明書（法人のみ）
- ⑬暴力団排除誓約書